

千葉県若年がん患者在宅療養支援事業（がん患者QOL向上事業）

1 概要

(1) 事業の目的

介護保険や小児慢性特定疾病医療費助成制度等の「公費助成制度のはざま」となっている18歳以上40歳未満の若年がん患者を対象に、在宅療養に係るサービス費用について、患者の一部自己負担分を除き、県と市で協調補助を行い、患者およびその家族の負担の軽減を図る。（補助要綱を令和5年8月31日に施行）

(2) 補助金の形式（間接補助）

若年がん患者の在宅療養支援の補助制度を設ける市町村に対し、補助額の一部を負担する。

(3) 補助金の上限（補助金の回数（月数）に制限なし）

1月あたり54,000円を上限とし、県と市町村で1/2ずつ負担
（県補助上限 27,000円/月）

(4) 補助の開始時期

令和5年4月1日以降に市町村が補助したものについては、県の補助対象とする。

(5) 補助対象となるサービス

在宅で生活するために必要な以下のサービス（保険適用のものを除く）。

①	訪問介護	身体介護	食事、清拭、入浴、排泄などの介助
		生活援助	調理、洗濯、掃除、買い物などの介助
		通院等乗降介助	通院等のための車両への乗車又は降車の介助
②	訪問入浴介護	自宅の浴槽では入浴困難な在宅要介護者に対して、浴槽を持ち込み入浴の介護を行うサービス	
③	福祉用具貸与	車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器、移動リフト、自動排泄処理装置など	
④	福祉用具購入	腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、移動用リフトのつり具部分など	
⑤	その他市町村が認めるサービス	通院タクシー代（浦安市）、医師の意見書作成費用（柏市）	

2 実施状況（令和6年6月時点）

年度	実施市町村数	実施開始市町村	補助状況
令和4年度以前	4	浦安市、千葉市、柏市、南房総市	
令和5年度	10	松戸市、佐倉市、流山市、我孫子市、船橋市、野田市	8市 822,000円
令和6年度	16	鎌ヶ谷市、市川市、成田市、市原市、東庄町、大多喜町	—